

定 期 監 査

1 監査の対象、監査実施期間等

区分	対象部局等		対象期間	監査実施期間
第1回	市長公室	市長戦略課、秘書課	令和5年4月1日～ 同年8月31日	令和5年10月3日～ 同年12月13日
	危機管理室	防災危機管理課		
	デジタル推進室	デジタル戦略課、情報システム課		
	総務部	企画課(SDGs推進室)、行政経営課、総務課、人事課(人材育成室)、シティプロモーション課(移住定住推進室)		
	財政部	財政課、資産経営課、契約検査課、収納課(特別債権回収室)、市民税課、資産税課		
	上下水道部	上下水道経営課、上下水道営業課、水道工務課、水道維持課、下水道建設課、下水道施設維持課、生活排水対策課		
	中央病院	診療部、診療技術部、看護部、事務部(病院経営課、病院総務課、医事課)、地域医療連携センター、人材育成センター、医療安全対策室、感染対策室、診療情報管理室		
教育委員会	【小学校】 富士第一、富士第二、田子浦、富士南、元吉原、富士川第一、富士川第二 【中学校】 元吉原、富士南、田子浦、富士川第一、富士川第二			
第2回	環境部	環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、新環境クリーンセンター	令和5年4月1日～ 同年11月30日	令和6年1月11日～ 同年3月1日
	都市整備部	都市計画課、建築土地対策課(土地埋立対策室)、みどりの課、市街地整備課、住宅政策課、新富士駅南整備課		
	建設部	建設総務課、道路整備課、道路維持課、河川課、施設保全課		

2 監査の方法

対象期間内に執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 契約関係

- ・ 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・ 契約内容を見直す必要のあるものはないか。
- ・ 契約書類等に不備はないか。
- ・ 不適切な契約手続・履行がされているものはないか。
- ・ 随意契約において不適切なものはないか。

(2) 収入関係

- ・ 不適切な収入手続はないか。

(3) 支出関係

- ・ 予算科目は適切であるか。
- ・ 不適切な予算執行はないか。
- ・ 支払いの遅延はないか。

(4) その他

- ・ 内部統制が機能しているか。
- ・ 現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・ 不適切な事務手続、決裁行為が行われていないか。
- ・ 委託、補助金等の執行において、実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・ 日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。

3 監査の結果

監査の対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

各所属の監査結果等は、後述のとおりである。

注 意

- 1 文中及び各表中の金額及び比率は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。
- 4 文中及び各表中における収入未済額は、予算現額から収入済額を引いたものとする。